

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

令和7年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年11月12日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	3番	横山定勝
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

2番	杉浦勇司	13番	鈴木榮一
----	------	-----	------

1. 事務局出席職員

事務局長	橋本貢一	主任主事	花村理恵
主事	加藤翔龍		

開会 午前10時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年11月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号11番、渡来和治委員、議席番号12番、渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号となっております。

なお、報告事項については第1号から第3号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号14番、湯浅孝一です。

去る11月5日水曜日、議案第1号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、戸張嘉宣農業委員、山崎唯司推進委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから6ページになります。

申請地の位置については、1ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は不動産の賃貸、管理、運用をしており、申請地の西側に同社のビルを建設中です。

1階には店舗及び自社の店舗事務所、2階から6階には住居が入る予定となっていることから、それらの駐車場が必要となったためです。

土地選定理由は、建築中の自社のビルから近いためです。

議案参考資料の3ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場及び貸し駐車場用地です。

排水については、雨水のみで、排水性アスファルト舗装により宅内処理です。

被害防除については、コンクリートブロックとハイグリットフェンスを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地からおおむね300メートル以内に支所があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第1号について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

審査会に出席しましたので、そのときの内容をご説明したいと思います。

事業主からお聞きしたことです。駐車場の台数の算定根拠は、自社ビルの1階にテナントと事務所、2階から6階に住居ということで、ビルのほうにも駐車場は造るということですが、住居者の駐車場が足りなくなりますので、住居者用に11台、店舗用に11台、従業員用に3台ということで台数選定をされたそうです。

また、駐車場用地の西側に道路があります。こちらは現在、農地になっており、畑から流出した土が道路にかぶってありまして、そちらのほうは道路から上に上げて事業主のほうで擁壁等を造り、道路を確保するという事をお聞きしております。

また、計画時点では照明をつけることはありませんでしたが、審査会でお聞きしたところ照明をつけたいというお話がありました。審査会のほうでは、照明をつけるならば農地を、東側の隣接農地がありますので、農地を照らさないように照明が当たらないようにという要望を出して了承されたところでございます。

以上のことにより、審査会で賛成をいたしましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 ただいま山崎委員より、意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書2ページ、報告事項1から4ページの報告事項3についてご報告させていただきます。

まず、2ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、

9月分として相続による所有権移転により5件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、3ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、3ページに記載のとおり、9月分として田3件、876平方メートル、畑3件、1,123平方メートル、合計6件、1,999平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、4ページから6ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、田5件、724平方メートル、畑23件、6,294平方メートル、合計28件、7,018平方メートルの届出を受理いたしました。

事務局からの報告事項は以上になります。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年11月総会を終了いたします。

閉会 午前10時11分